単　位　事　務　名	
初　任　給	
根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例【条例】 初任給，昇格，昇給等に関する規則【規則】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例【学職条例】 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則【学職規則】 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則【労務規則】
項　目	処　理　方　法
初任給の基準	新たに学校職員となった者の職務の級は，その者の能力等を考慮し，その職務に応じて決定するものとする。ただし，学校職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であって，当該者から人事交流等により引き続いて学校職員となった者の職務の級は，次の各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き学校職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。 (1) 県職員 (2) 国家公務員 (3) 学校職員以外の地方公務員 (4) その他人事委員会が前各号に準ずると認める者 【学職規則　第４条】

○ 教育職給料表（二）初任給基準表

職　種	学歴免許	初任給
教諭，養護教諭，栄養教諭及び専修学校の教員	博士課程修了	２級31号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了	２級13号給
	大学卒	２級１号給
	短大卒	１級11号給
助教諭，養護助教諭，講師，実習助手，寄宿舎指導員及び専修学校の補助教員	大学卒	１級21号給
	短大卒	１級11号給
	高校卒	１級１号給

【学職規則　第５条】

○ 現業職給料表

初任給基準表

職　種	学歴免許	初任給
技能免許職	免許取得時	１級２９号給
電話交換手	高校卒	１級２５号給
衛視	高校卒	１級２５号給
その他	中学卒	１級９号給

備考　職種欄に掲げる職種の区分中「技能免許職」及び「その他」については，次によりそれぞれ当該各号に掲げる者に適用する。

(1) 技能免許職　運転技師，機械操作技師及びボイラー技士

(2) その他　看護補佐員，保清員，事務補佐員
技術補佐員，調理員，庁務員及び道路整備員

【労務規則　第２条】

項　　目	処　　理　　方　　法
経験年数の起算及び換算	級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は，上記の初任給基準表の学歴免許欄の区分の学歴免許の資格を取得した時以降の経験年数による。 初任給基準表の学歴免許の区分の学歴免許の資格を取得した時以降の職員の経歴のうち，その職員の同種の職務に在職した年数以外の年数については後記の経験年数換算表に定めるところにより同種の職務に在職した年数に換算することができる。 【学職規則　第６条の２】
用語の定義	経験年数：学校職員が学校職員として同種の職務に在職した年数（換算された年数も含む）をいう。 必要経験年数：学校職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。 在級年数：学校職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。 必要在級年数：学校職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。
初任給の決定	(1) 新たに学校職員を採用した場合 （例：新規採用の場合） その者の資格に応じた初任給基準表に掲げるものとする。ただし，その者が職務について有用な学歴，免許，経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合は，経験年数換算表等に照らし合わせ任命権者が人事委員会と協議して初任給基準表に掲げてある初任給より上位の給料月額を決定することができる。 又，その者の経験年数が決定しようとする職務についての級別資格基準表（次頁表記）に掲げる必要経験年数に達していなければならない。 (2) 学校職員であった者を同一の給料表の適用を受ける学校職員として引き続いて採用した場合 （例：小，中学校事務職員から高等学校事務職員に異動のあった場合等） その者が従前受けていた給料月額をもってその級，号給として初任給とする。 (3) 学校職員であった者を適用を受ける給料表を異にして引き続いて採用する場合 （例：小，中学校職員から高等学校教員になった場合等） 任命権者が人事委員会と協議して定める基準により初任給を決定することができる。 (4) 国，若しくは地方公共団体において学校職員の行う職務と同種の職務に従事していた者，又はこれに準ずる者を学校職員として採用した場合。 （例：教育庁等から割愛により採用された場合等） 任命権者が特に必要があると認める者については(３)の規定を準用する。他の学校職員との均衡上必要があると認める場合は，級別資格基準表（後頁表記）に掲げる必要経験年数（各区分の下段の数字）の８割以上10割未満の年数をもって同表の必要経験年数として職務の級を決定することができる。 (5) 学校職員を一つの職から給料表の適用を異にすることなく，初任給基準に異なる初任給に定がある職種に属する他の職に異動させる場合。 （例：助教諭から教諭に任用された場合等） 任命権者が人事委員会と協議して定める基準により初任給を決定し，その者の異動後の給料月額を決定する。 (6) 学校職員を一つの職から給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合。 （例：教員から教育庁等の行政機関に異動した場合等） 任命権者が人事委員会と協議して定める基準より初任給を決定し，その者の異動後の給料月額を決定する。 (7) 県職員を学校職員に異動させる場合 （４）の規定に準用する。 【学職条例　第４条】

項　　目	処　　理　　方　　法
余剰経験年数	初任給の基準 のただし書きの規定による余剰経験年数(初任給基準表に掲げる学歴免許等の資格取得以後の経験年数又は級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の必要経験年数をこえる経験年数をいう）を有するときは，その者の受けるべき号級の号数に経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数（学校職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって教育委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した機関のある学校職員の経験年数のうち他の学校職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては，18月（教育職員にあっては，12月で除すこととされる経験年数以外の年数の月数のうち10年までの年数の月数については15月，10年を超える年数の月数については18月））で除して得た数（１に満たない端数は，切り捨てる。）に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（教育委員会が人事委員会と協議して定める者にあっては，当該号給の数に３を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定める数を加えて得た数を号数とする号給）をもって，その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。 【学職規則　第６条】

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td>経験年数換算表</td><td>
経験年数換算表
<table>
<tr><th colspan="2">経　　歴</th><th>換　　算　　率</th></tr>
<tr><td rowspan="3">国家公務員，地方公務員又は旧公共企業団体，政府関係期間若しくは外国政府の職員としての在職期間</td><td>職員として同種の職務に従事した期間</td><td>$\frac{100}{100}$</td></tr>
<tr><td>職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間</td><td>$\frac{100}{100}$ 以下</td></tr>
<tr><td>その他の期間</td><td>$\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は，$\frac{100}{100}$ 以下）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">民間における企業体，団体等の職員としての在職期間</td><td>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間</td><td>$\frac{100}{100}$ 以下</td></tr>
<tr><td>その他の期間</td><td>$\frac{80}{100}$ 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る）</td><td>$\frac{100}{100}$ 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の期間</td><td>教育，医療に関する職務等特殊の知識，技術又は経験を必要とする。職務に従事した期間で，その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの</td><td>$\frac{100}{100}$ 以下</td></tr>
<tr><td>技能，労務等の職務に従事した期間で，その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの</td><td>$\frac{50}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は，$\frac{80}{100}$ 以下）</td></tr>
<tr><td></td><td>その他の期間</td><td>$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は，$\frac{50}{100}$ 以下）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

項　　目	処　　理　　方　　法
	備考 １　経歴欄の左側の「その他の期間」の区分中「技能，労務等の職務に従事した期間で，その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち，技能，労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については，同区分に対応する換算率欄の率を $\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は，$\frac{100}{100}$ 以下）とする。 ２　経歴欄の左側の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち，職員としての職務に役立つと認められる期間で知事が人事委員会と協議して定めるものに対するこの表の適用については，同区分に対応する換算率欄の率を知事が人事委員会と協議して別に定める。 【規則　第１３条の２】